

平成31年4月24日

第22回村上市農業委員会会議録

第22回村上市農業委員会定例会を平成31年4月24日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	鈴木	いせ子	2番	阿部	正一
3番	増田	嘉美	4番	加藤	孝平
5番	石山	章	6番	遠山	久夫
7番	池田	千秋	8番	本間	サヨ子
10番	遠藤	俊樹	11番	斎藤	博
12番	佐藤	健吉	15番	稲葉	浩之
16番	菅原	隆雄	17番	大野	章
18番	村山	美恵子	19番	船山	寛
20番	本間	裕一			

1. 欠席委員は次のとおりである。

9番	中山	和衛	13番	齋藤	文夫
14番	板垣	栄一			

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について

報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 事業計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川	良和
事務局次長	大西	恵子
事務局副参事	佐藤	俊一
事務局主査	津野	千鶴子

1. 午後1時30分 事務局長(小川良和君) それでは、ただいまから第22回村上市農業委員会定例

総会を開催します。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。議席番号9番、中村和衛委員、別会議出席のため、議席番号13番、齋藤文夫委員、荒川地区区長会出席のため、14番、板垣栄一委員、親戚の葬儀のため欠席で、本日の欠席3名、出席委員17名となります。よって、出席委員17名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立します。

最初に、会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、第22回村上市農業委員会定例総会議事録署名人については私からご指名したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議席番号12番、佐藤委員、議席番号15番、稲葉委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） それでは、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について報告してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、報告いたします。

議案1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について。

番号1番、申請人、村上市新屋\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、新屋字屋敷\_\_番\_\_、地目、畑、台帳面積157平米、うち転用面積157平米。転用の目的は、農業用施設用地、農作業場の建設です。備考といたしまして、申請者は142アールの農業経営を営んでおります。今回は、農作業場の建設を計画したものです。農作業場1棟、建築面積は54平米です。

続きまして、場所の説明をいたします。1ページめくっていただきまして、2ページをご覧ください。県道鶴岡村上線の東側、三面川の下方に新屋集落があり、集落の南側、地図中央より下方の太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

報告は以上です。

○議長（石山 章君） 続いて、報告第2号も説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） 続きまして、報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について。

3ページをご覧ください。番号1番、申請人、村上市上野\_\_番地、\_\_\_\_、相続人代表、

\_\_\_\_\_、土地の表示、笹平字安楽寺\_\_番\_\_、地目、台帳、田、現況、原野、面積98平米ほか16筆、合計17筆で1,916平米となっております。申請の事由ですが、申請地は約20年前から耕作しておらず、現在は原野と化しています。このため、農地への復旧が困難な状況にあるということです。

続きまして、4ページをご覧ください。番号2番、申請人、村上市布部\_\_番地、\_\_\_\_\_、土地の表示、布部字小丸山\_\_番\_\_、地目、台帳、畑、現況、雑種地、面積241平米。申請の事由ですが、申請地は約50年前ぐらいから耕作しておらず、現在は竹などが生い茂り、雑種地化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあるということです。

続きまして、番号3番、申請人、村上市川端\_\_番地、\_\_\_\_\_、土地の表示、川端字家の前\_\_番\_\_、地目、台帳、畑、現況、雑種地、面積273平米。申請地は、基盤整備による換地を受けたときから、隣接する神社屋敷と一体で管理してきており、現在は神社敷地を含めた公園用地となっております。このため、農地への復旧は困難な状況にあるということです。

続きまして、場所の説明をいたします。5ページ、番号1番の案件ですが、地図の南北に長津川が流れておりますが、その東側、太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

続きまして、番号2番、6ページをご覧ください。地図下方に県道鶴岡村上線が走っております。また、地図中央から東側に滝矢川が流れており、その東側に太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

続きまして、番号3番、7ページをご覧ください。地図左側上部に高速道路朝日まほろばインターチェンジがあり、対角線に県道小揚猿沢線が通っております。地図右下に川端集落があり、その左側、太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、ただいま説明のあった件について、質問等ありましたらお願いいたします。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） 質問ないということではありますが、ないようであれば報告第1号、報告第2号については終わりにしたいと思います、よろしいですか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） それでは、報告については以上とします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 8ページをご覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。今回は、使用貸借2件、贈与1件、売買3件の合計6件の案件です。

まず初めに、使用貸借1件について説明いたします。番号1、貸人、村上市山辺里\_\_番地、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_、借人、村上市山辺里\_\_番地、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_、土地の表示、山辺里字定ノ下\_\_番\_\_、現況地目、

田、地積2,204平米ほかもう1筆ありまして、合計2筆、合計地積が4,961平米、契約の種別、使用貸借による権利の設定、契約の内容としまして10年間。

次に、贈与案件1件について説明いたします。番号3、譲渡人、村上市黒田\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市黒田\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、黒田字ヒロリ沢\_\_番\_\_、現況地目、田、地積204平米、契約の種別、所有権の移転、贈与です。この案件については、約3反歩ほどの大きい田んぼがありまして、そこに分けづくりで204平米があります。2人の関係性は、特に親戚等の関係性はありますが、大きい田んぼの一部で長年耕作していただいた\_\_さんに贈与するというものです。

次に、売買案件3件について説明いたします。番号4、譲渡人、村上市千縄\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市千縄\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、千縄字中石\_\_番\_\_、現況地目、田、地積33平米ほか田がもう3筆、合計4筆、合計地積が876平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価としまして\_\_\_\_円、10アール当たり直しますと\_\_\_\_円です。

番号5、譲渡人、村上市岩沢\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市岩沢\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、岩沢字下川原\_\_番\_\_、現況地目、畑、地積2,036平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価としまして\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_円です。

次に、番号6、譲渡人、村上市府屋\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市府屋\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、府屋字上山\_\_番\_\_、現況地目、畑、地積119平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価としまして\_\_\_\_円、10アール当たりで換算しまして\_\_\_\_円です。

次に、場所の説明をいたします。10ページをご覧ください。番号3、贈与案件の場所です。朝日地区黒田地内です。地図中央、県道高根村上線と黒田集落の近くに黒く囲まれた土地が申請地\_\_番\_\_です。

次に、売買案件について場所の説明をいたします。11ページをご覧ください。番号4の場所です。朝日地区千縄地内です。千縄集落を過ぎ、山間に入ったところ、図面中央にあるのが申請地\_\_番\_\_です。

12ページをご覧ください。同じく番号4の場所です。朝日地区布部地内です。県道鶴岡村上線布部集落を越え、千縄集落手前、\_\_\_\_さん向かいにある3筆が申請地\_\_番\_\_、\_\_番\_\_、\_\_番\_\_です。

次に、13ページをご覧ください。番号5の場所です。朝日地区岩沢地内です。図面中央、高根川、三面川の合流部付近に黒く囲まれた土地が申請地\_\_番\_\_です。

14ページをご覧ください。番号6の場所です。山北地区府屋地内で、図面中央、山北支所の裏手にあるのが申請地\_\_番\_\_です。

以上で場所の説明を終わります。

説明した6件については農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） 今ほど説明のあった件について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。  
1番、鈴木委員。

○1番（鈴木いせ子君） 私わからないのかもわかんないけど。岩沢の\_\_\_\_\_から\_\_\_\_\_さんへという  
ことだけど、\_\_\_\_\_さんの会社が\_\_\_\_\_だったんですけど、そういう関係で図面上のことだ  
けでこれになるんですか。

○事務局副参事（佐藤俊一君） \_\_\_\_\_さん今事業自体はもう行っていないんです。ただ、\_\_\_\_\_  
\_\_名前の土地なものですから、残っているものですから、農地法、この農業委員会にかけて権利を  
移動しなければならないという作業がありますので、そういうものです。

○議長（石山 章君） 鈴木委員、よろしいですか。

○1番（鈴木いせ子君） はい。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号を許可することに決定したいと思いま  
すが、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、  
許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、15ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条の規  
定による許可申請について説明いたします。

番号1番、申請人、村上市杉原\_\_番\_\_号、\_\_\_\_\_、土地の表示、杉原\_\_番\_\_、地目、畑、地  
積198平米、転用の目的は住宅建築用地です。農地区分につきましては第3種農地。備考といたしま  
して、申請者は現在居住している自宅が手狭となったため、申請地に住宅を建築するため、転用の  
申請をするものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内、第1種低層住居専用地域の  
農地で、周囲は宅地化が進んでいます。転用の計画は、木造平家建て住宅1棟、建築面積は72.71平  
米です。

続きまして、場所の説明をいたします。ページをめくって16ページをご覧ください。地図中央  
より上方、東西に主要地方道新潟新発田村上線が走っており、その南側、地図中心より少し下方の  
太く囲まれた場所が今回の申請場所になります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） 今ほど説明のあった件について質疑に入ります。

その前に、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

18番、村山委員。

○18番（村山美恵子君） 18番、村山です。去る4月11日、9時に村上地区の現地確認を行いました。当日は、農業委員3名、地区推進委員3名、小川局長さん、大西次長さん、\_\_\_\_\_さん立会いで現地調査を行いました。今お話ありました4条の\_\_\_\_\_さんの案件についてご報告いたします。以前宅地になっている部分に今回の農地部分をプラスして住宅を建設したいとのことです。申請地は都市計画法に基づく用途地域内の農地で、周囲は宅地化が進んでおり、全員で許可相当と見ました。

皆さんのご審議よろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第2号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、許可することに決定いたしました。

議案第3号 事業計画変更承認申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、17ページをご覧ください。

議案第3号 事業計画変更承認申請について説明いたします。初めに、番号1番、当初計画者、村上市山口\_\_番地\_\_、\_\_\_\_\_、承継者、村上市山口\_\_番地\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、山口字野中\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも畑、面積が193平米、転用の事由といたしましては資材置場の設置であります。対価につきましては\_\_\_\_\_円、10アールあたりに換算いたしますと\_\_\_\_\_円となります。変更の目的、内容ですが、申請地は平成5年9月27日付、村農地第3305号により、農地法第5条の許可を得ました。当初計画では住宅の増築及び物置を設置する予定で整地まで行いましたが、その後諸般の事情により計画を断念いたしました。今回承継者が資材置場の設置を計画するものです。

続きまして、18ページをご覧ください。番号2番、当初計画者、新潟市中央区京王\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、承継者、村上市下大蔵\_\_番地\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、下大蔵字大蔵\_\_番\_\_、地目、台帳、畑、現況、荒らし、積164平米、転用の事由といたしましては従業員用駐車場の整備であります。対価につきましては\_\_\_\_\_円、10アールあたりに換算いたしますと\_\_\_\_\_円となります。変更の目的、内容ですが、申請地は昭和48年3月26日付、村農地第3407号により、農地法第5条の許可を得ました。当初計画では住宅を建築する予定でしたが、その後転勤により現住所地に住宅建築しめ、不要となりました。このたび承継者が従業員駐車場の設置を計

画したものです。

次に、場所の説明をいたします。番号1番について、19ページをご覧ください。地図中央の少し上に荒川支所があり、その下、南側に太く囲まれた場所が今回の申請場所になります。

続きまして、番号2番について、20ページをご覧ください。地図左下に国道7号が走っております。7号線から集落に入ってすぐの地図中央付近から下方にあります太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、事業計画変更承認申請に伴います現地調査をしていただいておりますので、番号1番について報告をお願いいたします。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） それでは、荒川地区で今回の事業計画変更承認申請について現地調査を行いましたので、報告いたします。

日にちは、4月の17日水曜日ということでございます。当日は、午後2時半より、荒川支所1階予備室において、農業委員3名と最適化推進委員1名、事務局からは小川局長と大西次長が出席して、事務局より申請内容について資料に基づき説明を受けました。その後山口集落の現地に移動し、申請者の\_\_\_\_\_さん立ち会いのもと、申請内容について確認を行いました。申請地は山口集落内にあり、周囲を住宅に囲まれた農地で、都市計画での用途、第1種住居地域に指定された地区内にあります。今回の申請は、当初計画の\_\_\_\_\_さんが住宅の増築及び物置を設置するために平成5年9月に農地法5条の許可を受けましたが、諸般の事情により計画を断念したものを、今回建設業を営んでいる\_\_\_\_\_さんが資材置場として計画を変更するものです。このたびの計画では、建物等の構造物を設置するものではなく、周囲に被害を及ぼすおそれのある農地はありませんので、このことから荒川地区としては承認すべきという意見になりました。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） 次に、番号2番について報告をお願いします。

4番、加藤委員。

○4番（加藤孝平君） 4番、加藤です。事業計画変更申請についての2番に対して、4月12日午後2時より、山北支所において、小川局長、大西次長さん、山北支所の村山係長、地区委員5名で支所にて説明を受け、現地に向かいました。\_\_\_\_\_の立ち会いのもと確認いたしました。現地は国道7号線より30メートルぐらい入った民家に挟まれた土地で、道路幅の狭い道路でありますので、従業員の駐車場としての活用とのことなので、周囲に及ぼす影響も生じないと思ったので、税員、許可相当とのことでした。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

2番、阿部委員。

○2番(阿部正一君) 済みません。俺わからないんですけど、今2番のところで地目荒らしとありますけども、こういう地目はあるんですか。荒地なのか、荒らしておいたのか、荒らしだという地目があるのか、私今初めて聞いたんですけども、その辺お聞かせ願いたいなど。もしあれば雑種地と原野とかいろいろ書き方はあるんでしょうけど、荒地ではなくて荒らしだと。こういうふうにご意で荒らしてあるのかなと思ひまして。

○議長(石山 章君) 局長。

○事務局長(小川良和君) 今ほど2番、阿部委員からのご質問、これ済みません。こちら申請書に書かれてきたまま正直記載させていただいたことで、荒らしというふうな形で表記させていただきました。実際荒らしているというよりは、それなりに管理はされておりましたが、農地という形での管理ではなかったものですから、こういう形であります。今阿部委員から言われるように、実際の現況からすれば雑種地というような扱いになろうかと思ひます。

○議長(石山 章君) それでは、地目現況を雑種地に変更をするということで、それでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) ほかにないでしょうか。

(なしの声あり)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、3号議案、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第3号 事業計画変更承認申請については、承認することに決定いたしました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長(大西恵子君) それでは、21ページをご覧ください。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

初めに、番号1番、譲渡人、村上市山口\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市山口\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、山口字野中\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも畑、地積193平米、転用の目的、資材置場、契約につきましては売買による所有権の移転でございます。農地区分につきましては第3種農地。備考といたしまして、申請者は現在の資材置場が手狭となったため、申請地を資材置場として使用したく転用を申請するものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内、第1種住居地域の農地で、周囲は宅地化が進んでいます。転用の計画は、先ほど説明いたしました議案第3号 事業計画変更承認申請についての番号1番と同じものとなっております。

続きまして、番号2番、譲渡人、村上市藤沢\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市藤沢\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、藤沢字腰廻\_\_番\_\_、地目、台帳、田、現況、原野、地積142平米ほか1筆、計2筆、239平米、転用の目的、駐車場用地、契約につきましては売買による所有権の移転で、対価は\_\_\_\_円、10アールあたりに換算いたしますと\_\_\_\_円となります。農地区分については第3種農地。備考といたしまして、申請者は現在の社屋の移転に伴い、申請地を駐車場として利用したく転用申請するものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内、第1種住居地域の農地で、周囲は宅地化が進んでいます。転用の計画については、駐車場10台分でございます。

続きまして、22ページ、番号3番、譲渡人、村上市桃川\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市松喜和\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、持ち分10分の7、\_\_\_\_、持ち分10分の3、\_\_\_\_、土地の表示、松喜和字砂山\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも畑、地積214平米、転用の目的、住宅建築用地、契約につきましては売買による所有権の移転で、対価は\_\_\_\_円、10アールあたりに換算いたしますと\_\_\_\_円となります。農地区分については第2種農地。備考といたしまして、申請者は現在松喜和地内でアパート生活をしていますが、このたび住宅建築を計画し、利便性等を考え、申請地に住宅を建築するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、住宅を集落に接続して設置するものです。転用の計画については、木造2階建て住宅1棟、建築面積53.62平米でございます。

最後に、番号4番、譲渡人、新潟市中央区京王\_\_\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市下大蔵\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、下大蔵字大蔵\_\_番\_\_、地目、台帳、畑、現況、こちら荒らしとなっておりますが、雑種地ということで訂正させていただきます。地積164平米、転用の目的、従業員用駐車場、契約につきましては売買による所有権の移転で、対価は\_\_\_\_円、10アールあたりに換算いたしますと\_\_\_\_円となります。農地区分については第2種農地。備考といたしまして、申請者は市内で産業廃棄物及び一般家庭ごみ収集業を営んでいますが、業務の拡張及び従業員の増加により駐車場が不足してきたため、当該地に駐車場を設置したく転用申請するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、申請地に係る土地の周辺地域において居住する者の業務上必要な施設を集落に設置するものです。

続きまして、場所の説明をいたします。番号1番と番号4番の案件につきましては、先ほどの議案第3号 事業計画変更承認申請で説明させていただいた場所、19ページと同じ場所になりますので、説明は省略させていただきます。

次に、番号2番につきましては、地図南北に国道7号が走っており、7号を挟んで右側に荒川高校、左側に荒川中学校がございますが、国道7号と県道坂町停車場金屋線が交わる丁字路交差点の左側に太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

次に、番号3番につきましては、地図右側南北に国道345号が走っております。その左側、松喜和集落内の太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、最初は番号1番、2番について、議席番号2番、阿部委員、報告をお願いします。

○2番（阿部正一君） 荒川地区では、4月の17日水曜日、農地法第5条申請2件の案件について現地確認を行いましたので、ご報告申し上げます。

当日は、午後2時30分に荒川支所1階予備室において、農業委員3名と最適化推進委員1名、事務局からは小川局長と大西次長が出席し、事務局より申請内容について資料に基づき説明を受けました。その後番号1番の山口地内の現地に移動し、申請内容について確認を行いました。番号1番については、先ほど報告した事業計画変更承認申請の案件と同一案件で、申請地の周辺の状況及び転用目的から荒川地区としては許可すべきとの意見になりました。

次に、番号2ですけれども、藤沢地区の現場に移動し、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_さん立ち会いのもと、申請内容等について確認を行いました。申請地は、国道7号線と県道坂町停車場金屋線との交差点脇にある農地であり、都市計画での用途、第1種住居地域に指定された区域内であります。今回の申請は、申請者の\_\_\_\_\_が事業所を移転するに合わせ、業務用車両及び従業員用駐車場として整備するもので、周囲には申請地以外に農地はありませんでした。また、このたびの転用に当たっては農地以外の土地も利用する計画となっておりますが、既に契約済みまたは協議が調っているとのことでした。このことから、荒川地区としては許可すべきとの意見になりました。

皆さん、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） 次に、番号3番について報告をお願いします。

6番、遠山委員。

○6番（遠山久夫君） 6番、遠山です。3番についてご報告いたします。

神林地区では、4月15日月曜日に農地転用案件についての現地確認を行いましたので、ご報告いたします。当日は、午前9時に神林支所男子休憩室において、農業委員2名と最適化推進委員3名、事務局から小川局長と大西次長さんが出席し、まず初めに事務局より申請内容について資料に基づき説明を受けました。その後現地へ移動し、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_さん立ち会いのもと、申請内容等について確認を行いました。その後申請地は松喜和集落の西側に位置し、住宅に挟まれた農地で、1筆であったところを分筆し、昨年12月に位置指定道路及び住宅建築用地として転用申請のあった農地の一角にあります。今回の転用は住宅を建設するもので、隣地との境界には擁壁を設置し、汚水、生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理する計画であること、また道路を挟んだ向かい側に農地はあるが、申請地はその農地の北側に位置することから、日照や風等で被害を及ぼ

す恐れもないことから、神林地区としては許可相当との意見となりました。また、その際、この地区は人口増加更新中の地区でありますので、意見として、市の下水道の完備を願いたいとの声も出たことも付け加えさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 次に、番号4番について報告をお願いいたします。

（同じ資料ではないですかの声あり）

○議長（石山 章君） 先ほどは事業計画変更でありますし、今回は転用でありますので、同じであれば同じで結構です。

○4番（加藤孝平君） 事業計画変更と同じなので、省略させていただきます。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問ある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第4号、許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可することに決定いたしました。

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局主査（津野千鶴子君） それでは、25ページをご覧ください。議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。

今月は、使用貸借の設定が3件、賃借権の設定が109件、農地中間管理事業が50件、合計162件の案件となります。

それでは、それぞれ1件のみ説明させていただきます。最初に、使用貸借の設定です。番号1番、貸人、村上市松沢\_\_番地、\_\_\_\_、借人、村上市松沢\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、松沢字館野\_\_番\_\_、地目、畑、地積542平米、利用権等の種別が使用貸借による権利の設定です。期間が5年間、再設定となります。番号3番までが使用貸借の案件です。

次に、賃借権の設定です。25ページの4番をご覧ください。貸人、村上市八日市\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、借人、村上市八日市\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、八日市字七枚田\_\_番\_\_、地目、田、地積3,016平米、利用権等の種別が賃借権の設定です。期間が5年間、借り賃が10アール当たり\_\_\_\_円、新規の設定となりまして、改良区費は借人負担となります。ページ進みまして、53ページ、番号112番までが賃借権の案件となります。

次に、農地中間管理事業による利用権の設定です。最初に、使用貸借権です。54ページをごらんください。番号113番、貸人、村上市荒島\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、借人、新潟市中央区新光町\_\_\_\_

\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、荒島字南山ノ下\_\_\_\_番\_\_\_\_、地目、田、地積223平米、利用権等の種別は使用貸借による権利の設定です。期間が15年間、新規の農地中間管理事業となります。55ページ、番号118番までが使用貸借権の案件です。

次に、農地中間管理事業による賃借権の設定です。56ページをごらんください。番号119番、貸人、村上市山口\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、借人、新潟市中央区新光町\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、藤沢字腰廻\_\_\_\_番\_\_\_\_、地目、田、地積2,000平米ほか1筆、計2筆、6,169平米、利用権等の種別は賃借権による権利の設定です。期間が10年間、借り賃が10アール当たり\_\_\_\_円です。新規の農地中間管理事業となります。以下、162番までが農地中間管理事業の賃借権の案件です。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、最初に議案番号113番から162番まで審議をしていただきますので、私議事に参与できませんので、かわって農地調整部会長の池田部会長から議事運営をお願いいたします。よろしくお願ひします。

（5番 石山 章君退席）

○農地調整部会長（池田千秋君） それでは、かわりまして、番号113番から162番まで、\_\_\_\_の関連の件でありますので、\_\_\_\_が退席になりました。

この番号113番から162番につきまして審議に入ります。ご意見のある方、ご質問のある方、お願ひします。

（なしの声あり）

○農地調整部会長（池田千秋君） 異議ないようありますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○農地調整部会長（池田千秋君） 異議なしと認め、番号113番から164番まで承認することに決定いたしました。

（5番 石山 章君着席）

○農地調整部会長（池田千秋君） \_\_\_\_\_、113番から164番まで承認することに決定をいたしました。

○議長（石山 章君） それでは、議案第5号、中間管理事業の件を除きまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） しばらくないようでありますので、議案第5号、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第5号 農用地利用集積計画については承認することに決定いたしました。

その他について皆様方から議案として。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ないようであれば、では45分まで休憩をいたします、15分間。

休憩 午後2時30分～午後2時45分

・協議、連絡事項ほか

時に午後3時20分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

平成31年4月24日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員

